

一宮齋場整備運営事業

募集要項

平成20年9月16日

一宮市

目 次

I	募集要項等の定義.....	1
II	対象事業の概要.....	1
1	事業名称.....	1
2	事業実施場所.....	1
3	公共施設等の管理者等の名称.....	1
4	事業内容.....	1
III	事業者募集等のスケジュール.....	4
IV	応募者に関する条件.....	4
1	応募者の備えるべき参加資格要件.....	4
2	応募に関する留意事項.....	6
3	担当課.....	8
4	応募に関する手続.....	8
V	提案書類の審査.....	11
1	審査委員会の設置.....	11
2	審査の方法及び審査事項.....	11
VI	提案に関する条件.....	12
1	施設の設計・建設、施設の維持管理計画、運営計画及び既存施設の解体の提案に 関する条件.....	12
2	事業計画の提案に関する条件.....	12
VII	事業実施に関する事項.....	14
1	事業の継続が困難となった場合の措置.....	14
2	市による本事業の実施状況の監視.....	14
3	事業期間中の事業者と市の関わり.....	15
4	委託料の支払手続.....	15
VIII	契約に関する事項.....	16
1	契約手続.....	16
2	その他.....	16
	別紙1 事業実施場所.....	17
	別紙2 事業スキーム.....	18
	別紙3 サービス購入料の支払について.....	19
	別紙4 委託料の減額及び支払停止方法について.....	21

I 募集要項等の定義

一宮市（以下「市」という。）は、一宮斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成20年7月31日に公表した「一宮斎場整備運営事業に関する実施方針及び要求水準書(案)」（以下「実施方針等」という。）及び実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成20年9月16日に公表しました。

この募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、募集に参加しようとする者に配布するものです。なお、「募集要項等」は、次に掲げる資料の総称をいいます。

- ・募集要項：本事業の募集に係わる事項を示すもの
- ・事業契約書（案）：本事業の契約に係わる事項を示すもの
- ・基本協定書（案）：本事業の契約の締結にあたって必要となる事項を示すもの
- ・要求水準書：市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- ・事業者選定基準：応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- ・様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

II 対象事業の概要

1 事業名称

一宮斎場整備運営事業

2 事業実施場所

一宮市奥町字六丁山 24 番地

3 公共施設等の管理者等の名称

一宮市長 谷 一夫

4 事業内容

(1) 事業目的

既存の斎場施設は、昭和38年に設置して以来45余年が経過して、施設の老朽化が進んでいます。一方、平成17年4月に、一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、火葬件数の増加に伴い利用ニーズの十分な対応が困難となりつつあります。このため、今後の急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備するものです。既存の斎場施設は新しい施設の供用開始後に廃止します。

また、本事業を進めるに当たっては、財政支出の削減及び財政運営の効率化を図っていくことも重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を目指すものです。

なお、事業の実施に際しては、地域経済発展への配慮に期待しています。

(2) 事業方式

BTO方式

(3) 事業期間

- ・設計・建設期間は、平成21年度から平成22年度までの2年間
(解体は、平成23年度前半)
- ・運営期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間

(4) 本事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

①施設整備業務（設計・建設等業務）

- ・事前調査業務
- ・設計業務
- ・建設業務
- ・備品等整備業務
- ・工事監理業務
- ・仮設待合室等設置業務
- ・環境保全対策業務
- ・所有権移転業務
- ・各種申請等業務
- ・稼働準備業務

②維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

③運営業務

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務

- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 火葬業務（汚物・動物含む）
- ・ 待合室提供業務
- ・ 自動販売機設置業務
- ・ 料金徴収代行業務
- ・ その他運営上必要な業務

④既存施設の解体業務

- ・ 既存施設の解体業務
- ・ 廃棄物の処分業務
- ・ 跡地整備業務

（５）事業者の収入

事業者の収入は以下のとおりです。なお、市が支払うサービス購入料の詳細は、別紙３「サービス購入料の支払について」を参照してください。

（ア）市が支払うサービス購入料

上記（４）に示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払います。サービス購入料は、物価変動、金利変動があった場合には、契約に従って改定する場合があります。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を、減額または停止する場合があります。

なお、斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付ける予定であり、火葬場の使用料（火葬炉使用料、待合室使用料）は、市の収入となります。

（イ）自動販売機収入

自動販売機の収入は直接事業者の収入となります。

（６）土地の権利形態

事業用地については、設計・建設期間を通じて無償貸与とします。

（７）事業のスケジュール（予定）

（ア）優先交渉権者選定 平成 21 年 1 月

* 優先交渉権者は、平成 21 年 2 月までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立します。

（イ）仮契約 平成 21 年 2 月

（ウ）契約議案の議会への提案 平成 21 年 3 月

（エ）事業契約の締結 平成 21 年 3 月

（オ）施設の設計・建設 平成 21 年 4 月～平成 23 年 3 月（2 ヶ年）

- (カ) 施設の維持管理・事業運営 平成23年4月～平成38年3月（15年間）
- (キ) 既存施設の解体撤去 平成23年4月～平成23年9月
- (ク) 施設の引渡し 平成23年3月

Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式によるものとします。
 本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおり予定しています。

平成20年 7月31日(木)	実施方針等の公表
平成20年 9月16日(火)	特定事業の選定・公表
平成20年 9月16日(火)	募集要項等の公表・交付
平成20年 9月18日(木)	募集要項に対する説明会及び現地見学会
平成20年 9月25日(木)	募集要項等に関する第1回質問受付
平成20年 9月29日(月)	債務負担行為の議案の議決予定
平成20年10月 7日(火)	募集要項等に関する第1回質問に対する回答
平成20年10月 8日(水)	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成20年10月14日(火)	参加資格審査結果の通知
平成20年10月14日(火)	募集要項等に関する第2回質問受付
平成20年10月23日(木)	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
平成20年12月 1日(月)	提案書の受付
平成21年 1月～2月	優先交渉権者決定及び公表
平成21年 2月 (予定)	仮契約締結
平成21年 3月 (予定)	事業契約締結

Ⅳ 応募者に関する条件

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

(ア) 応募者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、火葬炉を設計・製作する企業（以下「火葬炉企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を全て含む複数の企業により構成されることを基本とし、代表企業を定めるものとします。参加資格確認申請書の提出時には、応募者の構成員（設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業の別）について明らかにすることとします。

ただし、火葬炉企業については構成員としないことを認めます。火葬炉企業を構成員としない場合は、協力企業（構成員から業務を受託する企業）となる火葬炉企業名を明

らかにすることとします。

(イ) 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることを認めます。

(ウ) 建設企業や火葬炉企業が、維持管理企業や運営企業の一部又は全部を兼ねることを認めます。

(エ) 維持管理企業が、運営企業の一部又は全部を兼ねることを認めます。

(オ) 原則として、資格確認申請書の提出後、提案書提出締め切り日までに構成員及び協力企業である火葬炉企業を変更することはできません。ただし、やむを得ない事情であると市が判断した場合には、代表企業以外の構成員及び協力企業である火葬炉企業の変更を認めることがあります。なお、この場合でも、変更しようとする新構成員が、参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしていない場合には、新構成員の変更は認めません。

(カ) ある応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。

ただし、火葬炉企業については、ある応募者の構成員であるか否かを問わず、複数の他の応募者の協力企業となることが可能です。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとします。

(ア) 設計企業

設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること、又はそれと同等の資格、実績を有していること。

(イ) 建設企業

建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けたものであること。また、一宮市平成 20、21 年度建設工事等参加者名簿（格付表）業種「建築」に登録しており、当該登録の際に客観的事項について算定された経審点数（総合評定点）が 900 点以上であること。

(ウ) 火葬炉企業

火葬炉企業は、火葬炉を同一施設に一括で 13 基以上納入・設置した実績のある者であること。なお、協力企業である火葬炉企業についても同様とします。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (イ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (ウ) 破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (エ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- (カ) 本市の指名停止の処置を受けている者。
- (キ) 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。（「(ク)」において同じ。）
本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。
パシフィックコンサルタンツ株式会社
日比谷パーク法律事務所
- (ク) 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- (ケ) 最近1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者。

(4) S P Cの設立

応募者は、優先交渉権者の決定後、S P C（会社法に基づく株式会社とします。）を一宮市内に設立してください。設計企業を除く全ての構成員はS P Cへ出資することとし、代表企業の出資比率は出資者中最大としてください。なお、設計企業は出資を義務付けませんが、構成員の出資合計は全体の過半を超えるものとしてください。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認日は、参加表明書の提出日とします。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の結果公表までの期間、及び優先交渉権者決定後、仮契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 費用負担

応募に際し、提案書類等作成に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(4) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合その他市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容について、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項を除き、無償で使用できるものとします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しません。

(6) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(7) 提案書無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は、無効とします。

- (ア) 参加表明書提出時から提案書締切日までに、不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を含む応募者が行った提案書
- (イ) 参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った提案書
- (ウ) 記名押印のない提案書又は提案事項を明示しない提案書
- (エ) 一の応募者が複数の提案を行った提案書
- (オ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された提案書
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の提案書
- (キ) 著しく信義に反する行為があった応募者が行った提案書

(8) 市の支払い総額の上限価格

本事業の市の支払い総額の上限価格は、債務負担行為議決後にホームページに公表します。

なお、上記の市の支払い総額の上限価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料の総額で、金利変動及び物価変動等による増減額を含みません。

(9) その他

- (ア) 募集要項等に定めるもののほか、本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、一宮市ホームページに掲載します。
- (イ) 提出様式は様式集に示します。模型の提出は認めません。

3 担当課

愛知県一宮市霊園管理事務所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地

TEL：0586-45-7004

FAX：0586-45-0923

Eメール：seiso@city.ichinomiya.lg.jp

4 応募に関する手続

(1) 募集要項等の公表

募集要項の公表は、一宮市ホームページに掲載します。

(2) 参考資料の閲覧及び貸出

本事業に係る参考資料については、次のとおり閲覧に供するとともに、可能なものは貸出を行います。

(ア) 閲覧期間

平成20年9月16日（火）から同年9月19日（金）まで

毎日午前9時から午後5時まで

(イ) 問い合わせ先

前記3の担当課

(3) 説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。

なお、説明会では、募集要項等の配布は行いません。

(ア) 開催日時

日時：平成20年9月18日（木）10：00～

場所：一宮市環境センター 3階研修室

(イ) 説明会参加申込み

説明会へ参加する場合には、募集要項等に関する説明会参加申込書（第1号様式：様式集に添付）に必要事項を記入し、説明会に持参してください。

参加人数は1社2名以内でお願いします。

(4) 募集要項等に関する第1回質問の受付

募集要項等の内容に関する第1回質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 質問の方法

募集要項等に関する第1回質問書（第2号様式：様式集に添付）に内容を簡潔にまとめて記載し、前記3の担当課あてに持参、郵送又はEメールにより提出してください（持参又は郵送の場合は、質問書のデータをフロッピーディスクに収め、印刷したものを添付して提出してください。）。

質問書のデータは MS-Excel 形式で作成してください。

電話、口頭等による質問は受け付けません。

(イ) 受付日時

平成20年9月16日(火)から同月25日(木)の期間に受け付けます。

なお、持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとし、郵送又はEメールによる場合は、最終日の午後5時必着とします。

(5) 募集要項等に関する第1回質問に対する回答

募集要項等に関する第1回質問に対する回答書は、平成20年10月7日(火)に一宮市ホームページに掲載します。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがあります。

(6) 参加表明書、参加資格審査申請書類受付

応募者は、次により参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出してください。

(ア) 提出方法

「提出書類の作成要領」(様式集と併せて公表)に従って参加表明書及び参加資格審査申請書類を作成し、前記3の担当課あてに持参又は郵送により提出してください。FAX及びEメールによる提出は認めません。

(イ) 受付日時

平成20年10月1日(水)から同年10月8日(水)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の毎日午前9時から午後5時までとします。

また、郵送による場合は、最終日の午後5時必着とします。

(ウ) 提出書類

「提出書類の作成要領」を参照してください。

(エ) 応募を辞退する場合

参加表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、平成20年11月25日(火)までに、参加辞退届(様式集に添付)を前記3の担当課へ持参又は郵送により提出してください。なお、参加を辞退した場合に、今後、一宮市の行う業務において不利益な取扱いはされません。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成20年10月14日(火)に応募者の代表企業に対し、書面にて通知します。

なお、参加資格がないと判断された場合、平成20年10月15日(水)から同年10月17日(金)までに書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

(8) 募集要項等に関する第2回質問の受付

募集要項等の内容に関する第2回質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 質問の方法

募集要項等に関する第2回質問書(第3号様式:様式集に添付)に内容を簡潔にまとめて記載し、前記3の担当課あてに持参、郵送又はEメールにより提出してください(持参又は郵送の場合は、質問書のデータをフロッピーディスクに収め、印刷したものを添付して提出してください。)

質問書のデータはMS-Excel形式で作成してください。

電話、口頭等による質問は受け付けません。

(イ) 受付日時

平成20年10月8日(水)から同月14日(火)の期間に受け付けます。

なお、持参の場合の受付時間は、毎日午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除きます。)とし、郵送又はEメールによる場合は、最終日の午後5時必着とします。

(9) 募集要項等に関する第2回質問に対する回答

募集要項等に関する第2回質問に対する回答書は、平成20年10月23日(木)に一宮市ホームページに掲載します。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがあります。

(10) 提案書の提出

参加資格の確認を受けた応募者は、次により提案書を提出してください。なお、提出は代表企業が行ってください。

(ア) 提出方法

「提出書類の作成要領」に従って提案書を作成し、下記の提出場所に持参により提出してください。郵送、FAX及びEメールによる提出は認めません。提出書類を確認後、市は受領書を発行します。

(イ) 受付日時

平成20年12月1日(月) 10:00から14:00までとします。

(ウ) 受付場所

一宮市環境センター 3階研修室

(エ) 提出書類

「提出書類の作成要領」を参照してください。

(オ) 会社名等がわかる標記の記述

提案書作成にあたっては、社名やロゴマーク等応募者を特定できる表記は必要最小限としてください。

(11) 提案価格の確認

提案価格の確認は、応募者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、応募者又はその代理人が立ち会わないときは、当該事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとします。なお、当該提案価格の確認では、提案価格が市の支払総額の上限額を超えていないことを確

認めます。この際に、提案価格の公表は行いません。

(ア) 提案価格の確認日時

平成20年12月1日(月) 15:00

(イ) 提案価格の確認場所

一宮市環境センター 3階研修室

(12) その他

(ア) 市が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出締め切り日(平成20年12月1日(月) 14時)を過ぎて提案書が提出された場合
- ② 提案書に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項等に違反すると認められた場合

V 提案書類の審査

1 審査委員会の設置

学識経験者等で構成する一宮斎場PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査により選定された最優秀提案をもとに、市が優先交渉権者を決定します。

委員は次の5名で構成されます。なお、審査の公平性に影響を与える行為があったと判断した場合は、参加資格は無効とします。

なお、審査委員会は非公開です。

委員長	奥野 信宏	中京大学 総合政策学部長
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
	臼井 孝嘉	公認会計士
	山口 善司	一宮市副市長
	濱地 仁	一宮市建設部長

2 審査の方法及び審査事項

審査の方法は、別添「事業者選定基準」に示します。なお、審査の過程においてヒアリングを実施します。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりです。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成してください。なお、応募者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とします。

1 施設の設計・建設、施設の維持管理計画、運営計画及び既存施設の解体の提案に関する条件

「施設の設計・建設」、「施設の維持管理計画」、「運営計画」及び「既存施設の解体」に関する提案書作成に当たっては、別添「要求水準書」及び「様式集」に記載の条件に従ってください。

2 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画に関する提案書作成に当たっては、「様式集」及び次に記載の条件に従ってください。なお、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにしてください。

(ア) 市が支払うサービス購入料

市が事業者に対して支払うサービス購入料は、「①一括支払金」、「②割賦料」及び「③委託料」から構成されます。提案書作成におけるサービス購入料は次の条件に従って算定してください。

なお、実際のサービス購入料の算定については、別紙3「サービス購入料の支払について」を参照してください。

① 一括支払金

- a 市は、施設整備業務及び既存施設の解体業務の対価を、一括支払金として事業者を支払います。
- b 一括支払金のうち、施設整備業務の対価については平成23年5月末日まで、既存施設の解体業務の対価については平成23年11月末日までに支払います。提案にあたっては、各業務の一括支払金を提案してください。
- c 事業者が提案した一括支払金の額が、提案後の物価変動により不相当となった場合には、一括支払金の変更協議に応じることとします。この際に、変更する目安としては、提案時の一括支払金に対して1.0%の増減（鋼材類の物価上昇を原因とするものに限る）を想定しており、これを超える物価変動が協議において確認できた場合に、その超過分についてのみ一括支払金の額を変更します。したがって、一括支払金を変更する場合であっても、一括支払金の1.0%までは、事業者のリスク負担となります。

② 割賦料

- a 市は、事業者が提案する創業費を元本として、これに金利を上乗せした額を、割賦料として事業者を支払います。

- b 創業費には、応募に係る費用、SPC開業に係る費用などを含み、施設整備業務に係る費用及び既存施設の解体業務に係る費用は含まないものとします。
- c 提案時に使用する金利は、平成20年11月5日（水）を基準日とする基準金利に事業者が提案するスプレッドを加えたものとし、事業期間中における金利の改定を想定せずに計算してください。
- d 基準金利は、6ヶ月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（午前10時に共同通信社から発表されるTokyo Swap Reference Rateの中値）とします。
- e 割賦料の支払期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、年4回（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）、四半年賦元利均等により支払うものとします。

③ 委託料

- a 市は、事業者が実施する施設の維持管理業務及び運營業務の対価を、委託料として事業者に支払います。
- b 委託料の支払期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間とし、年4回（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）支払うものとします。
- c 各年度の支払額は、市が提示する想定火葬件数を踏まえ、事業者が提案してください。ただし、事業期間中の各事業年度の委託料は、最も低い年度の委託料と最も高い委託料の差が20%以内となるようにしてください。
- d 各年度の支払額は、物価変動に基づくサービス購入料の改定を想定せずに計算してください。
- e 大規模災害により火葬需要が増大した場合における業務実施時間の延長を想定せずに計算してください。

(イ) 自動販売機収入

自動販売機の収入は直接事業者の収入としますが、本収入については長期収支計画表（様式集に添付）に計上しないでください。また、本収入については提案評価の対象としません。

(2) リスク管理の方針

(ア) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスク分担を行う中で、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(イ) リスク分担

市と事業者のリスク分担については、事業契約に定めるものとします。

(3) 保険

工事（解体工事を含む。）期間中は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険、運営期間中

は、火災保険及び第三者賠償責任保険をそれぞれ付保してください。

VII 事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の債務不履行の場合

(ア) 事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合その他事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができます。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができます。

(イ) 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができます。

(ウ) (ア) 又は (イ) において、市が事業契約を解除した場合、事業者は原則として原状回復義務を負うほか、市は事業者に対して、これにより市に生じた損害を請求することができます。

(2) 市の債務不履行の場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができます。

(イ) (ア) において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより事業者に生じた損害を請求することができます。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議します。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の事前の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができます。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定します。

2 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業契約に基づき、提供される維持管理・運營業務のサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行います。

(1) モニタリング

市は、事業者が提供する施設の維持管理業務、運営業務及び事業者の財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に書面及び現地調査等により監視を行います。

(2) 支払の減額等

事業契約及び別添「要求水準書」で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。減額等の方法については別紙4「委託料の減額及び支払停止方法について」を参照して下さい。これらは事業契約に規定しますが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定します。

(ア) サービス水準の充足

(イ) 上記(ア)を満たさない事項が施設利用者に及ぼす影響度

(ウ) 上記(ア)を満たさない事項に対する改善

(市が提示する是正期間内であればペナルティなしとします。)

3 事業期間中の事業者と市の関わり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行されます。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

(2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととしますが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができます。

(3) 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結します。なお、資金調達上、事業者の株式の上に資金提供を行う金融機関が担保権を設定しない場合、市が担保権を設定することがあり、株主はこれに協力していただきます。

4 委託料の支払手続

(1) 事業者は、各四半期毎の業務完了後、業務完了届及び業務報告書を速やかに市に提出します。

(2) 市は、業務完了届及び業務報告書の受領後10日以内に履行確認を事業者に通知します。

(3) 事業者は、履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付します。

(4) 市は事業者からの請求書を受領後、30日以内に委託料を支払います。

VIII 契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 市は、優先交渉権者を決定し、その後速やかに優先交渉権者グループ構成員と基本協定を締結します。
- (2) 優先交渉権者は仮契約締結時（平成21年2月末予定）までに、本事業を実施するSPCを一宮市内に設立します。
- (3) 市は、SPCと仮契約を締結します。
- (4) 契約保証金の納付は免除します。事業者は、本契約の締結と同時に、本件工事及び解体工事に関し、事業者又は市を被保険者として、本契約上の債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させるものとします。この場合において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結するときは、事業者は、自らの負担により、市のために、保険金請求権に、本契約に基づく違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を設定します。
- (5) 市は、仮契約が一宮市議会の議決を経たのち、本契約を締結します（平成21年3月末予定）。
- (6) 事業契約の概要
事業契約は、市の提示資料及び優先交渉権者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき建設、引渡し、運営準備、維持管理、事業運営に関する業務内容や金額、支払方法等を定めます。また、事業者は、業務開始に先立ち市と協議のうえ、維持管理業務及び運営業務に関する計画書を作成します。

2 その他

事業契約の締結については、PFI法第9条の規定に基づき、一宮市議会の議決を要します。

なお、優先交渉権者と事業契約締結に至らない場合は、公募型プロポーザルの総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、事業契約の仮契約を締結します。